



安平町農業經營基盤強化促進基本構想

(案)

平成 24 年 4 月

安 平 町

目次

第1	農業経営基盤の強化に関する目標	1
1	安平町農業の概要	1
2	安平町農業の現状と概要	1
3	農業経営基盤の強化に関する取組み	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	13
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	利用権設定等促進事業に関する事項	14
2	農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項	19
3	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	19
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域 の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	19
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進 に関する事項	23
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	24
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	24
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると 認められる区域の基準	24
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	25
第6	その他	29
別紙1	(第4の1の(1)の⑥関係)	30
別紙2	(第4の1の(2)関係)	31
参考1	(代表的な営農類型の総括)	34

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 安平町農業の概要

安平町は、北海道の南西部に位置し、東は厚真町、西は千歳市、南は苫小牧市、北は由仁町に接し、道都札幌市から約50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港から約20km、北日本最大の港湾である苫小牧港からは25km程度の位置にあり、物流や流通に関して優れた地理的条件を有している地域である。

総面積は237.13㎏であり、そのうち山林が97.06㎏と全体の約41%、次いで農地が74.50㎏と全体の約31%を占めている。また、総面積の割合を農業振興地域の指定状況からみると、早来地区で約95㎏、追分地区で約61㎏の広がりを持ち、その割合は総面積の約66%におよび、本町の土地利用上で大きな比率を占める。

地形は、東部に夕張山脈の支脈に連なる比較的急峻な山岳部、西部に馬追丘陵の余脈が千歳市界沿いに走り、中央部は安平川が流れ平坦地と緩やかな波状形丘陵地を形成、南部に行くほど湿地化しながら勇払原野に続いていく。

土壌は、樽前系の火山灰土（黒ボク土（早来地区）・淡色黒ボク土（追分地区））にほとんどが覆われ、安平川流域沿いに沖積・低地土（灰色低地土・グライ土）が分布する。

気候は、年間平均気温が6.7℃で、盛夏期30℃、厳寒期マイナス20℃を昇降し、1年を通じ昼夜の温度差が大きい内陸型気候が顕著であるが、南部では海洋性濃霧の影響を多少受ける。年間降水量は1,014mmで、その降水時期は夏期と晩秋から初冬に集中し、積雪量は30～50cm（東部山間50～80cm）と北海道では比較的少ない地域に属する。

安平町の農業は、こうした地勢や気象といった自然条件を生かしながら、水稻、畑作、酪農、肉牛を中心とする土地利用型農業と特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業を組み合わせた多様で複合的な生産構造による農業経営が展開され、本町の産業や豊かな自然環境を支える重要な役割を果たしている。

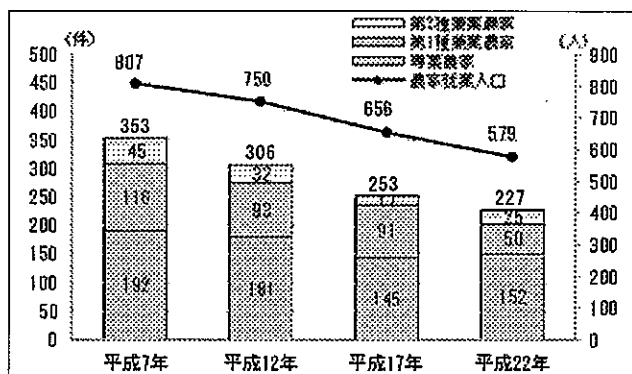
また、酪農は古い歴史と実績をもち、日本のチーズ発祥の地として、その伝統を継承しながら今もチーズの製造を行っており、多くの消費者から嗜好されている。

2 安平町農業の現状と課題

(1) 本町農業の特徴

本町の販売農家1戸あたりの経営耕地面積は、22年25.6haと北海道の22年23.5haに比べ1.1倍の規模となっている。

また、販売農家227戸のうち農業所得を主体とする農家（専業農家及び第1種兼業農家）は202戸で全体の89.0%を占め、主副業別にみると、主業農家（農業所得が主で65歳未満の年間60日以上農業に従事する人がいる農家）は176戸で全体の77.5%の割合となっており、本町では、専門的な農業経営を中心に、人（労力）・土地（規模）・機械（効率）のバランスに重点をおいた農業が展開されている。



(2) 本町農業の構造

本町の販売農家は依然減少を続けており、22年では227戸と、10年前に比べ79戸減少（△25.8%）している。

また、農業就業人口は、22年では579人と、10年前に比べ171人減少（△22.8%）しており、65歳以上の割合では40.4%、平均年齢では58.2歳と高齢化が深刻化している。

一方、1戸当たりの経営耕地面積は、22年では25.6haと、10年前に比べ8.3ha増加し規模の拡大傾向にあるものの、経営規模別経営体数でみると、10ha以上の農家は150戸で全体の66.1%の割合となっている。

(3) 本町農業を取り巻く情勢

安価な輸入農産物の増加に伴う国産農産物価格の低迷や産地間競争が激化する中、本道農業にとって厳しい内容でWTO農業交渉が進められており、さらに、特定の国や地域の間で関税撤廃等を行うEPAやFTAを締結する国が増えているほか、TPP協定に関する新たな動きも見られている。

一方、消費者の「食」の安全・安心に対する関心の高まりや食のニーズの多様化、「体験型・交流型」旅行に対するニーズの増大など、国民の農業・農村に対する期待はますます大きくなるとともに、多様化している。

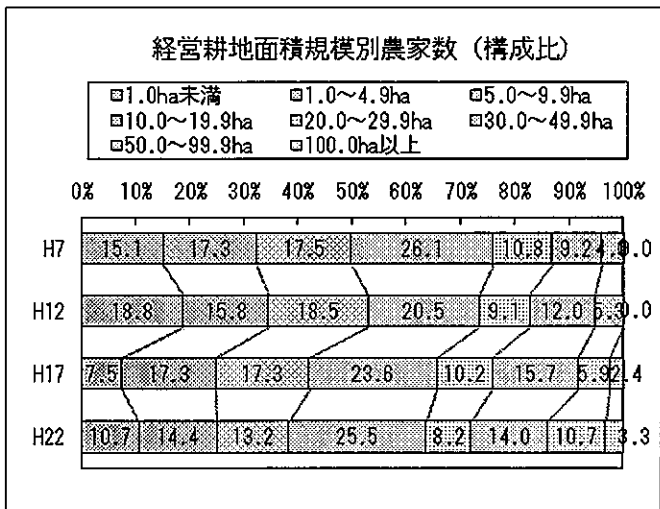
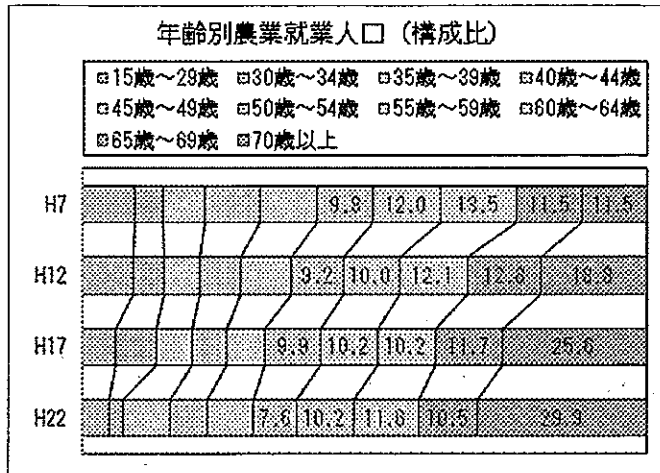
また、22年3月に閣議決定した、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、戸別所得補償制度の導入や「品質」、「安全・安心」といった農産物に対する消費者ニーズに適った生産体制への転換、農業の6次産業化による活力ある農山漁村の再生など、我が国の農業政策は大きく転換されようとしている。

これら課題に対応し、本町農業が持続的に発展し続けるため、平成19年3月に策定した「安平町総合計画」及び平成22年3月に策定した「第1次安平町農業・農村振興計画」等に沿った主要施策を推進することにより、地域特性の発揮と元気ある農業づくりに向け力強く前進していくことが求められている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組み

(1) 農業経営基盤の強化の推進に当たっての基本的な考え方

WTOにおける国際規律の強化や日本農業の構造改革が加速化、さらに、EPA、F



〔資料～世界農林業センサス調〕

TAを締結する国の増加や、TPP協定に関する新たな動きも見られている中、本町農業を元気で笑顔のあふれる産業として持続的に発展させていくためには、経営感覚に優れた意欲や能力のある担い手等、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保し、これら農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが急務である。

農業経営の着実な発展のためには、自らの経営の計数管理を可能とする複式簿記や税制面の特例措置を活用できる青色申告の導入等を進め、価格・需給動向に的確に対応できる経営感覚を育てるとともに、「生産者から経営者」への意識改革を図っていくことが求められる。

このため、農業者が自ら作成した計画に基づき経営改善に取り組んでいく認定農業者制度や経営管理能力及び對外信用力の向上等が期待できる農業経営の法人化を一層推進するとともに、地域の合意形成による担い手への農地の利用集積の円滑な推進を図るため、農業委員会と連携した農地の情報整備や利用調整活動を強化し、地域と関係機関・団体が一体となった取組みを推進する。また、必要に応じて、農用地利用改善団体の設立を推進し、この団体を基礎とする特定農業法人制度及び特定農業団体制度を普及啓発することによって、経営主体としての実体を有する集落営農の組織化に努める。

また、これら経営体が経営規模の拡大や高収益作物の導入のほか、クリーン・有機農業やアグリビジネス等による経営の多角化など、自らの創意工夫を生かした経営を展開していきけるよう農地の円滑な利用集積や経営の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための各種施策を総合的に講ずることとする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間

農業が職業として選択し得る魅力のあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明かにするため、次のとおり他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準と達成しつつ、戸別所得補償制度をはじめとする各種補助金を含めて他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得をあげ得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

目標年間農業所得	1経営体当たり（主たる従事者及び補助従事者） おおむね430万円
目標年間労働時間	主たる従業者1人当たり 1,800～2,000時間程度

(3) 地域の実情に即した多様な担い手の育成

労働力不足、経営コストの低減など地域の課題に対応するため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完し得るコントラクターや機械利用組合等の経営支援組織を育成し、地域農業のシステム化を推進することにより、ゆとりある農業経営の確立を目指す。

特に担い手の不足が深刻化し、農地の有効利用が困難となることが予想される地域においては、必要に応じて、離農跡地等の受け手や高齢農家等からの受託者となるなど、公益的な役割が期待される特定農業法人及び特定農業団体の普及啓発に努め、地域が主体となった優良農地の確保とその有効利用を一層推進する。

一方、女性農業者は、農業の重要な担い手であるとともに、加工や直売、景観整備などを通じて農村の活性化に大きく貢献している。

また、農業は個人の体力や能力に応じ、生涯にわたり関わることのできる職業であることから、高齢者が経験や知識を活かし、生涯地域活動に参加することが期待される。こうした実態等を踏まえ、女性農業者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層推進するため、家族経営協定の締結など魅力ある農村の確立に向けた環境づくりを支援する。

加えて、農家戸数の減少や高齢化の進行により、集落の社会活動の衰退化や活力低下など、地域社会全体への影響が懸念され、本町農業の次代を担う農業後継者や新規就農者等に対する人づくり対策等の施策の充実を図り、関係機関・団体や財団法人北海道農業開発公社等との連携を図り、新規就農希望者に対する支援体制を推進する。

これらの取組みを進めるに当たっては、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模兼業経営や生きがい農業を行う高齢農家さらには地域に居住する非農業者等との間で、補助労働力の提供等による役割を分担しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざすもののみならず、その他の小規模兼業経営等にも農業経営基盤強化促進法その他の諸施策に基づく農業経営の基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、広く理解と協力を求めていくこととする。

(4) 農業経営形態別の取組みについて

ア 稲作を主体とする農業経営

米の需給ギャップの拡大により米の価格が下落しており、稲作を主とする経営体の農業所得が低迷している。このような中で、安定的な水田農業を確立するためには、需要に応じた米の計画的な生産と麦、大豆等の転作作物の定着・拡大が必要である。

米の生産に当たっては、施肥の合理化など栽培技術の改善による品質・食味の一層の向上を図るとともに、育苗、防除、収穫の共同作業等による省力化を推進し、低コスト生産に向けた体制整備を図る。

さらに、米の生産力、商品性、販売力等の一層の向上を図るため、広域ブランド米「たんとうまい」の調製施設である安平町米麦乾燥調製施設をはじめとした町内の共同乾燥調製施設を最大限に活用し、広域米産地の形成を促進する。

また、転作作物については、麦、大豆、飼料作物の品質、生産性の向上等により定着を図りつつ、高い収益性が期待される野菜等を組み合わせた経営の複合化を図ることにより、農業所得の確保を図る。

イ 畑作を主体とする農業経営

道が策定している「畑作物の作付指針」や農業団体が設定している「畑作物作付指標」の実現に向け、地域の営農条件を考慮した輪作体系の維持・確立を基本に、実需者ニーズの的確な把握のもと、需要の動向の即した計画的な生産を促進する。

また、耐冷性、耐病性及び収量性が高く、加工適正に優れた品種の普及や優良種苗の確保、緑肥の導入による地力の維持・増進、栽培技術の高位平準化、乾燥調製施設の活用による乾燥調製・選別の適正化を図るとともに、排水対策等の生産基盤の整備を推進することにより、高品質で安定的な畑作物の生産・供給を進める。

さらに、農作業の共同化や農作業受託組織の育成など、集落や地域を単位とした経営支援システムの形成を促進するとともに、穀類の乾燥調製施設や集出荷施設など生産流通に関する拠点施設の活用を推進する。

ウ 酪農・畜産を主体とする農業経営

「安平町酪農・肉用牛生産近代化計画」等に即して、土・草・家畜が調和したバランスのとれた人と家畜の環境にやさしいゆとりある酪農・畜産経営を育成する。

酪農については、酪農戸数の減少による地域集落の活力低下が懸念される中で、生乳生産地としての役割を高め、さらに発展していくため、多様な経営体の育成とヘルパーなど経営支援組織の強化などに取り組むとともに優れた担い手の育成・確保を推進する。

肉用牛については、豊かな自給飼料基盤やほ場副産物の有効利用による資源循環型肉用牛生産を推進するとともに、耕種農家や酪農家との連携による地域的な取組体制を強化し、地域の特色を活かした安定的な肉用牛資源の増大や地域ブランドの確立を図る。

その他、軽種馬経営や養豚経営等の畜産経営においても、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

さらに、飼料自給率の向上、生産コストの低減、畜産環境問題への適切な対応等に向けて、草地の団地化、意欲と能力のある担い手への農用地の利用集積、安平町公共牧野の活用を推進し、自給飼料の増産を図るとともに、近年、環境保全に対する関心が高まる中で、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の理念を踏まえて、家畜排せつ物の適切な処理と貴重な有機物資源としての有効利用を促進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町で成立している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
① 稲作 専業	≪作付面積等≫ ・ 水稻 20.0ha 経営面積 20.0ha	≪機械施設装備≫ ・ トラクター(70・50PS) 各1台 ・ 自脱コンバイン(5条) 1台 ・ 田植機(8条) 1台 ・ 防除ビートル機 1台 ・ 稲わら収集機 共同 ・ プロトキャスト 1台 ・ 乾燥調製施設 1式 ・ 育苗ハウス 1式 ・ 農用トラック(2t) 1台 ≪その他≫ ・ 共同乾燥調製施設の利用 ・ 主要機械の利用に係る合理化 ・ 土壌分析に基づく施肥設計 ・ 農業環境規範の遵守 ・ 栽培技術の研鑽	・ 複式簿記記帳 ・ パソコンによる経営、財務管理 ・ 市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・ 機械の保守管理と計画的な更新	・ 休日制の導入 ・ 農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・ 農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・ 生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・ 1経営体当たり 453万円
② 水稲 畑作 複合	≪作付面積等≫ ・ 水稻 7.5ha ・ 小麦 2.5ha ・ 大豆 2.5ha ・ 小豆 2.5ha ・ てん菜 2.5ha ・ 緑肥 2.5ha 経営面積 20.0ha	≪機械施設装備≫ ・ トラクター(65PS) 共同 ・ トラクター(50PS) 1台 ・ 自脱コンバイン(4条) 共同 ・ 田植機(6条) 共同 ・ 防除ビートル機 共同 ・ 稲わら収集機 共同 ・ 乾燥調製施設 1式 ・ 育苗ハウス 1式 ・ スプレーヤー 共同 ・ プロトキャスト 1台 ・ グレイドリル(14条) 共同 ・ 総合施肥は種機(4条) 共同 ・ 施肥カルチベーター(5畦) 共同 ・ 汎用コンバイン 1台 ・ ビート移植機(4畦) 共同 ・ ビートハーベスター(1畦) 共同 ・ 農用トラック(2t) 1台 ≪その他≫ ・ 共同乾燥調製施設の利用 ・ 主要機械の利用に係る合理化 ・ 土壌分析に基づく施肥設計 ・ 農業環境規範の遵守 ・ 栽培技術の研鑽	・ 複式簿記記帳 ・ パソコンによる経営、財務管理 ・ 市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・ 機械の保守管理と計画的な更新 ・ 作目間の労働調整	・ 休日制の導入 ・ 農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・ 農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・ 生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・ 主たる従事者 1人 ・ 補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・ 1経営体当たり 488万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
③ 水稲 野菜 複合	≪作付面積等≫ ・水稲 9.3ha ・南瓜 2.0ha ・ブロッコリー 0.5ha ・ほうれん草 0.2ha 経営面積 12.0ha	≪機械施設装備≫ ・トラクター(50PS) 1台 ・自脱コンバイン(4条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・防除ビートル機 1台 ・プロトキッスター 1台 ・乾燥調製施設 1式 ・育苗ハウス 1式 ・栽培ハウス(ほうれん草) 4棟 ・農用軽トラック 1台 ≪その他≫ ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 437万円
④ 水稲 イヌシイ 複合	≪作付面積等≫ ・水稲 5.4ha ・ほうれん草 0.6ha ・軟白ねぎ 0.1ha 経営面積 6.1ha	≪機械施設装備≫ ・トラクター(50PS) 1台 ・自脱コンバイン(4条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・防除ビートル機 1台 ・プロトキッスター 1台 ・乾燥調製施設 1式 ・育苗ハウス 1式 ・栽培ハウス(ほうれん草) 5棟 ・栽培ハウス(軟白ねぎ) 1棟 ・農用軽トラック 1台 ≪その他≫ ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 467万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑤ 水稲 肉牛 複合	<<作付面積等>> ・水稲 10.0ha ・牧草 10.0ha 経営面積 20.0ha <<飼養頭数>> ・繁殖牛 25頭 ・育成牛等 22頭 常時飼養頭数 47頭	<<機械施設装備>> ・トラクター(70・50PS) 各1台 ・自脱コンバイン(4条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・防除ビートル機 1台 ・プロトキヤスター 1台 ・乾燥調製施設 1式 ・育苗ハウス 1式 ・農用トラック(2t) 1台 ・成牛舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・飼料庫 1棟 <<その他>> ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 <<家族労働力>> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <<農業所得>> ・1経営体当たり 504万円
⑥ 園芸 専業	<<作付面積等>> ・メロン 1.2ha ・緑肥 1.0ha 経営面積 2.2ha	<<機械施設装備>> ・トラクター(30PS) 1台 ・栽培ハウス(メロン用) 10棟 ・農用軽トラック 1台 <<その他>> ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・促成栽培から抑制栽培の旬別作付ローテーション	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 <<家族労働力>> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <<農業所得>> ・1経営体当たり 432万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑦ 畑作 園芸 複合	<<作付面積等>> ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・緑肥 3.0ha ・ほうれん草 0.5ha 経営面積 15.5ha	<<機械施設装備>> ・トラクター(65PS) 共同 ・トラクター(50PS) 1台 ・スプレヤー 共同 ・プロトキスター 1台 ・グレントリル(14条) 共同 ・総合施肥は種機(4条) 共同 ・施肥カチベーター(5畦) 共同 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート移植機(4畦) 共同 ・ビートハーベスター(1畦) 共同 ・栽培ハウス(ほうれん草) 4棟 ・農用トラック(2t) 1台 <<その他>> ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・畜産農家との連携(麦桿と堆肥の交換等)	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 <<家族労働力>> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <<農業所得>> ・1経営体当たり 491万円
⑧ 畑作 専業	<<作付面積等>> ・小麦 5.0ha ・大豆 5.0ha ・小豆 5.0ha ・てん菜 5.0ha ・加工スイートコーン 5.0ha 経営面積 25.0ha	<<機械施設装備>> ・トラクター(80PS) 1台 ・スプレヤー 1台 ・プロトキスター 1台 ・グレントリル(16条) 共同 ・総合施肥は種機(4条) 1台 ・施肥カチベーター(5畦) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート移植機(4畦) 1台 ・ビートハーベスター(1畦) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 <<その他>> ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・畜産農家との連携(麦桿と堆肥の交換等)	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 <<家族労働力>> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <<農業所得>> ・1経営体当たり 493万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑨ 畑作 酪農 複合	<<作付面積等>> ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・牧草 25.0ha ・デントコーン 7.0ha 経営面積 44.0ha <<飼養頭数>> ・経産牛 40頭 ・育成牛等 18頭 常時飼養頭数 58頭	<<機械施設装備>> ・トラクター(90・60PS) 各1台 ・スプレヤー 1台 ・プロトキスター 1台 ・グレンドリル(16条) 共同 ・総合施肥は種機(4条) 1台 ・施肥カルチャー(5畦) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート作業機械一式 共同 ・マニアスプレッター(5.8t) 1台 ・飼料生産機械1式 共同 ・牛舎(成牛・育成) 各1棟 ・飼料庫 1棟 ・パドック 1式 ・堆肥舎 1棟 ・尿溜 1基 ・バンカーサイロ 2基 ・バルククーラー 1台 ・バンクリーナー 1式 ・農用トラック(4t) 1台 <<その他>> ・スタンション、パイプラインミル方式 ・育成牛の公共牧場への預託 ・堆肥生産と圃場還元の実施 ・デントコーンを含めた4年輪作	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整 ・乳検データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析	・家族労働の作業分担制 ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・ヘルパーの活用 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 <<家族労働力>> ・主たる従事者1人 ・補助従事者1人 ・ヘルパー <<農業所得>> ・1経営体当たり 682万円
⑩ 酪農 専業	<<作付面積等>> ・牧草 25.0ha ・デントコーン 7.0ha 経営面積 32.0ha <<飼養頭数>> ・経産牛 40頭 ・育成牛等 18頭 常時飼養頭数 58頭	<<機械施設装備>> ・トラクター(90PS) 1台 ・トラクター(60PS) 1台 ・成牛舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・飼料庫 1棟 ・パドック 1式 ・堆肥舎 1基 ・尿溜 1基 ・バンカーサイロ 2基 ・バルククーラー 1台 ・バンクリーナー 1式 ・マニアスプレッター(5.8t) 共同 ・飼料生産機械1式 共同 ・尿散布機 共同 ・農用トラック(4t) 1台 <<その他>> ・スタンション、パイプラインミル方式 ・育成牛の公共牧場への預託 ・堆肥生産と圃場還元の実施 ・デントコーンを含めた4年輪作	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・乳検データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・機械の保守管理と計画的な更新	・家族労働の作業分担制 ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・ヘルパーの活用 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 <<家族労働力>> ・主たる従事者1人 ・補助従事者1人 ・ヘルパー <<農業所得>> ・1経営体当たり 629万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑪ 肉牛 専業	<<作付面積等>> ・牧草 20.0ha 経営面積 20.0ha <<飼養頭数>> ・繁殖牛 40頭 ・育成牛 32頭 常時飼養頭数 72頭	<<機械施設装備>> ・成牛舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・飼料庫 1棟 ・トラクター(70PS) 1台 ・飼料生産機械 1式 ・農用トラック(4t) 1台 <<その他>> ・耕種農家との連携(表桿と堆肥の交換等) ・自家配合飼料の活用によるコスト低減。 ・夏期間の公共牧場への預託	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益原価把握、分析 ・飼料費の経常的把握と飼料設計	・家族労働の作業分担制 ・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保 ・生産履歴等の整備 <<家族労働力>> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <<農業所得>> ・1経営体当たり 621万円
⑫ 養豚 畑複 作合	<<作付面積等>> ・小麦 1.0ha ・大豆 1.0ha ・小豆 1.0ha ・てん菜 1.0ha 経営面積 4.0ha <<飼養頭数>> ・母豚 50頭 ・肥育豚 490頭 常時飼養頭数 540頭	<<機械施設装備>> ・トラクター(65PS) 1台 ・スプレヤー 1台 ・プロトキスター 1台 ・グレントリル(16条) 共同 ・総合施肥は種機(4条) 1台 ・施肥カチベーター(5畦) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート移植機(4畦) 1台 ・ビートハーベスター(1畦) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・豚舎(繁殖・肥育等) 各棟 ・飼料タンク 1式 ・ふん尿処理施設 1式 ・附帯施設 1式 <<その他>> ・母豚一貫経営 ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握、コスト分析 ・労務管理の充実 ・市場情報等の分析 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整 ・繁殖及び衛生管理等の徹底 ・飼料及び出荷の計画的な管理	・家族労働の作業分担制 ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 <<家族労働力>> ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 <<農業所得>> ・1経営体当たり 642万円

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑬ 水稲 畑作 複合	≪作付面積等≫ ・水稲 22.5ha ・小麦 7.5ha ・大豆 7.5ha ・小豆 7.5ha ・てん菜 7.5ha ・加工スイートコーン 7.5ha 経営面積 60.0ha ≪構成員戸数≫ 3戸	≪機械施設装備≫ ・トラクター(80PS) 1台 ・トラクター(50PS) 1台 ・自脱コンバイン(4条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・防除ビートル機 1台 ・稲わら収集機 共同 ・乾燥調製施設 1式 ・育苗ハウス 1式 ・スプレヤー 1台 ・プロトキスター 1台 ・グレンドリル(14条) 1台 ・総合施肥は種機(4条) 1台 ・施肥カルチャー(5畦) 1台 ・普通型コンバイン 1台 ・ビート移植機(4畦) 1台 ・ビートハーベスター(1畦) 1台 ・耕起、砕土用作業機 1式 ・マニアスプレッガー(5.8t) 1台 ・農用トラック(2・4t) 各1台 ≪その他≫ ・構成員の作業分担方式 ・輪作体系の確立 ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・畜産農家との連携(麦秆と堆肥の交換等)	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握、コスト分析 ・労務管理の充実 ・市場情報等の分析 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・定期的な休日が確保できる労務体制の確立 ・労働利用計画による雇用労働力の確保 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 18,268万円 (609万円/戸)

注1) 「第1に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間(目標年間労働時間)1,800~2,000時間を達成しつつ、1経営体(主たる従事者及び補助従事者)が「他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(目標年間労働所得)おおむね430万円(344万円)以上」を達成し得る経営類型を例示した。

注2) 農業所得は、農業経営統計調査(北海道農林水産統計年報)に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に経営安定対策の補てん金、助成金及び経常補助金を計上するものとして算出した。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本町では、離農や規模縮小に伴い供給される農用地について、農業委員会を中心とした地域・集落段階における農用地の利用調整活動をはじめ、農地移動適正化あっせん事業や農地保有合理化事業など各種の農地流動化施策を講じながら、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営への利用集積を進めてきたところである。

本町農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受委託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとするとともに、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積に関する目標

将来の本町農用地面積の95%程度

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保に関する取組と併せて、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業を柱とした農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業など各種の農地流動化施策を組み合わせながら、積極的に推進していく。

また、実質的な規模拡大や労働力不足の解消、高齢者の農地の有効利用などに対応するため、農作業受委託の取組等を推進するとともに、有効な生産基盤整備事業等を活用し、耕地の大区画化・汎用化による農作業効率の向上、一層のコスト低減による生産性の向上を目的とした生産基盤の整備を推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開、高齢化の進行、後継者不足などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の現状及び特性等を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農業生産法人にあっては、(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の

設定又は移転を受ける場合、農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号) (以下、「法」という。) 第 4 条第 2 項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は同条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体並びに独立行政法人農業者年金基金法(平成 14 年法律第 127 号) 附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者は、次に掲げる要件のすべてを備える場合、①の規定にかかわらず賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けることができるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 町長への確約書の提出や町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主(農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の運用について」(平成 5 年 8 月 2 日付け 5 構改 B 第 848 号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。)別記様式第 3 号に定

める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該事業の実施が確実であること。

イ 当該事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ 本町の全部又は一部をその事業実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受けるものを定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、本町はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転にかかる法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）（以下、「農林水産省令」という。）で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ 撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（オ）については必要に応じて定める）

- (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の

設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

- ④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本町は、北海道一円を区域として農地保有合理化事業を行う北海道農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有、再配分機能を活かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 本町は、本町の全部又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農地の面的集積を促進する農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって当該事業の実施の促進を図る。

(2) 本町、農業委員会、農業協同組合は、農地利用円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、特別の事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、原則として農作業の効率化、作付地の集団化、その他農業生産の合理化に関する実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第 6 号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②にイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令第21条の3で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若

しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（同項ただし書きの農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本町に届け出るものとする。
- ③ 本町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第7条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(8) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(9) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、農用地利用改善団体（(5)の①の本町の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。）が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（北海道農業開発公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業の生産基盤の整備を促進し、効率的かつ安定的な経営発展を図る上で条件整備を推進する。

イ 本町は、家畜ふん尿の適正処理・有効利用を図るための施設及び還元ほ場の整備を促進し、資源の循環を重視した環境保全型農業を展開することにより、一層のコスト削減と経営安定のための体質強化を推進する。

ウ 本町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、稲作、

転作を通じて望ましい経営の育成を図る。また、地域水田農業ビジョンを契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 本町は、農業農村整備事業等の実施を促進し、営農・定住条件の総合的な整備を図り、担い手の確保に努める。

オ 本町は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、町、議会、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区、農業共済組合、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、安平町農業構造対策協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本町においては、これまで離農者から担い手への農地の集積が図られ、農業生産力が維持されてきたところであるが、経営農地が分散していることにより作業負担が増大し、担い手のさらなる大規模化が阻害されている傾向にある。また、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農地が大量に供給されることが予測されているところである。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって、経営規模の拡大や経営の多角化をより一層促進し、さらなる経営改善を目指していくことが何よりも重要な課題となっている。

農地利用集積円滑化事業は、こうした課題を適確に解決しうる者、具体的には、①従来より担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っている、②地域農業とりわけ担い手に関する情報や農地の需給情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れる、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 本町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和 47 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の市街化区域と定められた区域で同法第 23 条第 1 項の規定による協議が整ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。)) を除いた本町全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 本町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。
- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を実施する場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、本町が事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

- ① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
- ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第 4 条第 3 項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2 に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第 12 条の 10 に基づき、本町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、本町から承認を受けるものとする。
- ② 本町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合すること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の

事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(7) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ロ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地保有合理化法人、北海道農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

キ 農林水産省令第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 本町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 本町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の掲示板への掲示により公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 本町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 本町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 本町は農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあつては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 本町は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を本町の掲示板への掲示により公告する。

(4) 本町による農地利用集積円滑化事業規程の策定

① 本町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 本町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 本町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 本町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を本町の掲示板への掲示により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできない。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知）第1の2の(6)の(ア)の(イ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点

から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が賃借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業の普及

啓発活動に努める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この基本構想は、平成18年8月28日から施行する。

(施行期日)

この基本構想は、平成22年4月26日から施行する。

(施行期日)

この基本構想は、平成24年4月 日から施行する。

別紙 1 (第 4 の 1 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)、又は畜産公社(農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
… 法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合
… その土地を効率的に利用することができると認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)、又は生産森林組合(森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
… その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
… その土地を効率的に利用することができると認められること。

(3) 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項各号に掲げる事業(同項第 6 号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和 36 年政令第 346 号)第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
… その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2 (第4条の1の(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間(又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は原則として3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当地でないと思われる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合は、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> <p>4 小作料の一括前払いを行う場合の借賃については、1にかかわらず賃貸借当事者間の協議した方法により支払うことができる。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき安平町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他の特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づき法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地保有合理化法人が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>

参考 1 (代表的な営農類型の総括)

～安平町農業経営基盤強化促進基本構想〔平成 24 年 4 月策定〕～

営農類型	経営規模	労働力 (人)	農業収益 (千円)	戸別所得補償 交付金 (千円)	農業所得 (千円)	農 業 所 得 率 (%)	総労働 時 間 (hr)	主たる従事者 (hr)	補助者等 (hr)	雇 用 (hr)	
個別 経営 体	①稲作専業 (20.0ha)	○水稲 20ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	19,200	3,200	4,533	20.2	2,537	2,000	258	279
	②水稲・畑作複合 (20.0ha)	○水稲 7.5ha、○小麦 2.5ha ○大豆 2.5ha、○小豆 2.5ha ○てん菜 2.5ha○緑肥 2.5ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	11,670	8,185	4,876	24.6	1,473	1,473	—	—
	③水稲・野菜複合 (12.0ha)	○水稲 9.3ha、○かぼちや 2.0ha ○ブロッコリー 0.5ha ○ほうれん草 0.2ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	17,697	2,295	4,369	21.9	3,888	2,000	803	1,085
	④水稲・イースタリソ 複合 (6.1ha)	○水稲 5.4ha ○ほうれん草 0.6ha(表示登録) ○軟白ねぎ 0.1ha(表示登録)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	19,274	810	4,672	23.3	4,123	2,000	1,153	970
	⑤水稲・肉牛複合 (20.0ha) (繁殖牛 25頭)	○水稲 10.0ha ○草地 10.0ha ○繁殖牛 20頭(出荷 16頭)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	17,300	1,750	5,040	26.5	2,630	2,000	595	35
	⑥園芸専業 (2.2ha)	○メロン 1.2ha ○緑肥 1.0ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	12,900	100	4,315	33.2	3,545	2,000	624	921
	⑦畑作・園芸複合 (15.5ha)	○小麦 3.0ha、○小豆 3.0ha ○大豆 3.0ha、○てん菜 3.0ha ○緑肥 3.0ha、ほうれん草 0.5ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	15,064	8,192	4,914	21.1	2,057	2,000	57	—
	⑧畑作専業 (25.0ha)	○小麦 5.0ha、○大豆 5.0ha ○小豆 5.0ha、○てん菜 5.0ha、 ○コーン 5.0ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	11,820	13,720	4,933	19.3	1,561	1,561	—	—
	⑨畑作・酪農複合 (44.0ha) (経産牛 40頭)	○畑作 12.0ha、○草地 25.0ha ○飼料用とうもろこし 7.0ha ○1頭当たり乳量 8,800 kg	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	34,030	350	6,817	19.8	4,364	2,000	2,000	364
	⑩酪農専業 (32.0ha) (経産牛 40頭)	○草地 25.0ha ○飼料用とうもろこし 7.0ha ○1頭当たり乳量 8,800 kg	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	27,970	2,450	6,290	20.7	4,158	2,000	1,971	187
	⑪肉牛専業 (20.0ha) (繁殖牛 40頭)	○草地 20.0ha ○繁殖牛 40頭(出荷 32頭)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	12,890	1,750	6,207	42.4	3,132	2,000	1,132	—
	⑫養豚・畑作複合 (4.0ha) (母豚 50頭)	○小麦 1.0ha、○小豆 1.0ha ○大豆 1.0ha、○てん菜 1.0ha ○出荷頭数 1,050頭	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	34,843	800	6,423	18.0	3,190	2,000	1,190	—
	組織 経営 体	⑬稲作・畑作複合 (組織体) (60ha 3戸)	○水稲 22.5ha、○小麦 7.5ha ○大豆 7.5ha、○小豆 7.5ha ○てん菜 7.5ha、○コーン 7.5ha	主たる従事者 3人 補助従事者 3人	39,330	24,355	18,268 (6,089/戸)	28.9	4,973	4,973 (1,658/人)	—